

大浦小学校 いじめ防止 基本方針

大浦小学校教育目標

『大浦を愛し 人とつながり 世界につながる ~確かな学力、豊かな心力、たくましい体力をもつ大浦っ子~』の学校目標のもと、児童が安心して学校生活を送ることができるように、学校、家庭、地域が連携していじめ防止に向けた取組を行っていく。

- 一人一人のよさを大切にし、子供が活きる学校・学級をめざす。
- 職員は、子供たち一人ひとりと真剣に向き合い、いじめの兆候や発生を見逃さず、早期発見に努める。
- いじめを発見した場合は、保護者や地域、関係機関と連携をしながら、迅速に対応する。

(定義) 第2条 「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

いじめ対策委員会

校内いじめ対策委員会

- 校長・教頭・生活指導・養護教諭・当該学級担任を中心として、関係児童に関わるすべての教職員を含む。
- いじめが発生した場合は、実態を把握するとともに、今後の対策について協議する。

専門家・外部機関

- SC、SSWとの連携
- 子育てサポート課
- 長崎大学
- 子ども・女性・障害者支援センター

PTA・地域との連携

- PTA事務局に保護者からの相談窓口を設け、相談しやすい体制をつくる。
- 事案によってPTAの会合で取り上げて協議する。
(個人情報・プライバシーへの配慮)

関係機関との連携

- 民生委員、自治会長を中心として各自治会と連携し、情報が入るようにする。
- 子どもを守るネットワーク会議により、気になる子供の情報を共有する。

児童会

- 人権集会で、人権尊重のための学年目標を発表し、意識を高める。
- あいさつ運動に取り組む。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

いじめの防止

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

心の教育充実プロジェクト ~子供たちの命と人権を守る~

- 校内指導体制の確立
- 教師の指導力の向上…共通理解を図り、観察力や対応力の向上に努める
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめの早期発見

早期発見をめざすために

- 日頃からの教職員による観察や情報交換を行う。(児童理解研修会を活用)
- 定期的なアンケート調査(毎月1回及び月例報告)と個別面談
※アンケートの内容により、個別面談は隨時行う
- 教育相談体制の整備
- 児童理解の時間を月3回実施し、学級の気になる児童について共通理解を図る。

いじめに対する措置

- 被害児童を守り通す
- 担任のみの対応で終わらないように、組織的に対応する
- いじめ対策委員会を開く…事実の確認、今後の指導について協議・指導計画立案
- 被害児童の保護者への説明および支援
- 加害児童の保護者への説明および助言
- 集団への働きかけ…互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める

重大事態発生時の取組

※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

(1)調査をする重大事案の例

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童が自殺を企画した場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - ※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。
- ③その他の場合
 - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
 - ※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
 - ※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

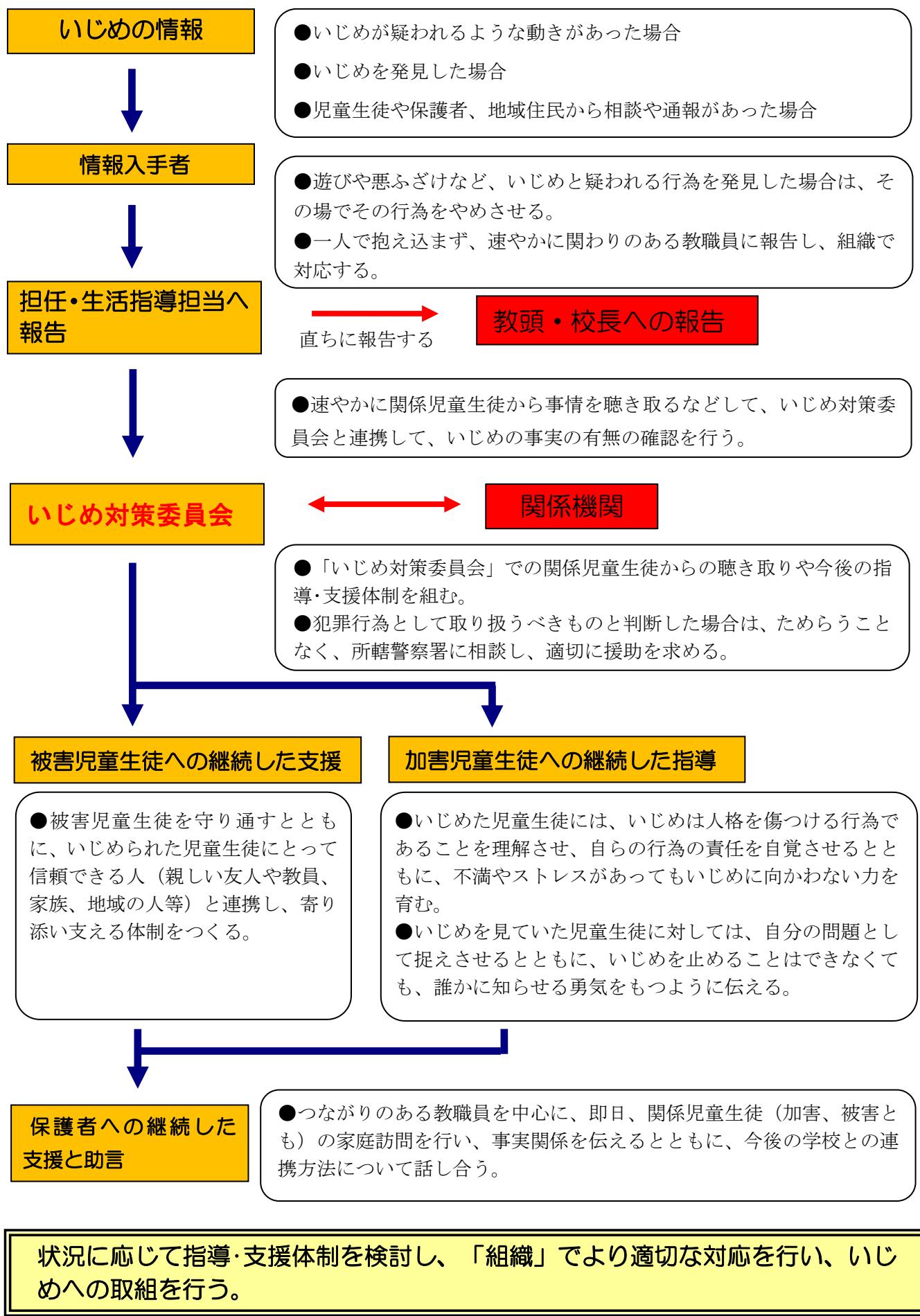
(2)重大事態の報告

- ・重大事態を認識した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3)調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応



いじめのチェックリスト

いじめの兆候、雰囲気（学校でのチェックリスト）

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- きちんと掃除ができない
- 掲示物に破れ、落書きがある
- グループ分けすると特定の子が残る
- グループにしかわからないあだ名で特定の子どものことを話している
- グループにすると机と机の間に隙間ができる
- ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気がある
- 体育の授業などで、特定の子どもにボールが回らない（回る）
- 自分たちのグループでまとまり、他を寄せ付けない
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト

- 理由のはっきりしない衣服の乱れがある
- 体や顔にあざや傷がある
- 持ち物（学用品や所持品）が壊れていったり、頻繁になくなったりしている
- 家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けたりする
- 些細なことで怒ったり、家族にハツ当たりをしたりすることが多くなる
- 登校時間になると体調不良を訴えることがよくある
- 家庭から金品を持ち出したり、必要以上にお金を要求したりする
- 友達や学級の不平不満を口にすることが多くなった
- 仲の良かった友達の話をしなくなる。友だちが替わる
- 友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする

5 年間活動計画（令和6年度）

月	活動内容	月	活動内容
4月	いじめ防止基本方針の共通理解及び児童・保護者等への周知 PTA総会 児童理解の時間 生活アンケート・個人面談	10月	児童理解の時間 生活アンケート・個人面談
5月	連休明けの児童觀察・情報交換 児童理解の時間 生活アンケート・個人面談	11月	子どもを守るネットワーク理事会 児童理解の時間 生活アンケート・個人面談
6月	子どもを守るネットワーク理事会 教育週間 児童理解の時間 生活アンケート・個人面談	12月	人権集会 児童理解の時間 生活アンケート・個人面談
7月	児童理解の時間 生活アンケート・個人面談	1月	休業中の児童の情報交換と共通理解 児童理解の時間 生活アンケート・個人面談
8月	平和集会	2月	児童理解の時間 生活アンケート・個人面談
9月	休業中の児童の情報交換と共通理解 児童理解の時間 生活アンケート・個人面談	3月	引継ぎシート作成 新入生引継ぎ・情報収集 児童理解の時間 生活アンケート・個人面談 年間の取組の検証・評価

※子どもを守るネットワークによる集団下校は学期1回実施

6 様々な相談機関

相談機関	電話番号	相談可能な時間
こども総合相談（子育てサポート課）	095-822-8573	月～金 8:45～17:30
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	月～金 9:00～17:45
長崎県いじめ相談ホットライン	0570-078310	24時間可能
長崎市教育研究所教育相談	0120-555-275	月～金 9:00～16:00
子ども・子育て電話相談	0120-72-5311	月～金 9:00～21:00
こころの電話	095-847-7867	月～金 9:00～15:15
子ども・家庭110番	095-844-1117	毎日 9:00～22:00
ヤングテレフォン	0120-78-6714	月～金 9:00～17:45
こども人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
長崎いのちの電話	095-842-4343	毎日 9:00～22:00
長崎市こども相談センター	095-829-1122	月～金 9:00～17:30